

**令和3年度 第2回
県南西部地域医療構想調整会議**

次 第

日時:令和4年3月17日(木)14:00～15:30
場所:岡山県備中保健所 2階会議室
(オンライン併用)

1 開会

2 議題

(1) 病院の病床機能再編等について

(倉敷リハビリテーション病院、水島中央病院)

(2) 地域医療構想等について

①次期医療計画の策定に向けた検討状況等について

資料1

②地域医療構想について

資料2

③外来機能報告について

資料3

3 閉会

令和3年度第2回県南西部地域医療構想調整会議 委員名簿		
氏 名	所属・役職	備考(代理出席等)
難波 一弘	(一社)倉敷医師会 会長(倉敷市連合医師会長)	
渡辺 英臣	(一社)児島医師会 会長	オンライン
庵谷 和夫	(一社)北児島医師会 会長	
植村 庸治郎	(一社)玉島医師会 会長	オンライン
猪木 篤弘	(一社)笠岡医師会 会長	オンライン
小田 健司	(一社)井原医師会 会長	(欠席)
薬師寺 公一	(一社)吉備医師会 副会長	
木村 丹	(一社)都窪医師会 会長	
福嶋 啓祐	(一社)浅口医師会 会長	オンライン (代)副会長 新津頼一
重井 文博	(一社)岡山県病院協会倉敷支部 支部長	
難波 義夫	(一社)岡山県病院協会井笠支部 支部長	
大森 潤	倉敷市内歯科医師会協議会 会長	
松村 隆司	(一社)岡山県薬剤師会倉敷支部 支部長	
中村 芳子	(公社)岡山県看護協会倉敷支部 支部長	オンライン(代)支部役員 内田康子
石宮 周子	(公社)岡山県看護協会井笠支部 支部長	オンライン
坂本 綾子	(一社)岡山県介護支援専門員協会 理事	(欠席)
秋山 正史	(一社)岡山県老人保健施設協会 会長	オンライン
三浦 淳一郎	岡山県保険者協議会 代表	
山下 芳枝	備中保健所管内愛育委員連合会 会長	(欠席)
小林 宏子	備中保健所管内総社・早島栄養改善協議会 会長	
江良 克彦	倉敷市民生委員児童委員協議会 会長	
秋山 光正	備南食品衛生協会 会長	
伊東 香織	倉敷市 市長	(欠席)
小林 嘉文	笠岡市 市長	オンライン
大舌 勲	井原市 市長	オンライン (代)健康福祉部参与 池田悦子
片岡 聡一	総社市 市長	オンライン (代)健康医療課課長 白神 洋
栗山 康彦	浅口市 市長	(欠席)
中川真寿男	早島町 町長	オンライン
加藤 泰久	里庄町 町長	オンライン
山野 通彦	矢掛町 町長	
梶 隆幸	倉敷市消防局 局長	オンライン (代) 副参事(兼)警防課長 中村和嗣
浅野 善弘	笠岡地区消防組合消防本部 消防長	オンライン
則安 俊昭	岡山県備中保健所 所長	

※委員の任期:2年(令和4年3月1日～令和6年2月29日)

【地域医療構想アドバイザー】

浜田 淳	川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部 特任教授	
------	---------------------------	--

【関係医療機関】

守屋 有二	社会医療法人 水人会 倉敷リハビリテーション病院 院長	
篠原 康隆	社会医療法人 水人会 倉敷リハビリテーション病院 事務部長	
松尾 龍一	社会医療法人 水人会 水島中央病院 院長	
馬生 康宏	社会医療法人 水人会 水島中央病院 事務統括部長	

※敬称略

県南西部地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、県南西部保健医療圏の将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、協議の場として、県南西部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する協議
- (4) 在宅医療を含む地域包括ケアシステムに関する協議
- (5) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医師会の代表者
- (2) 病院協会の代表者
- (3) 歯科医師会の代表者
- (4) 薬剤師会の代表者
- (5) 看護関係者の代表者
- (6) 介護関係者の代表者
- (7) 医療保険者の代表者
- (8) 各市町村の代表者
- (9) 備中保健所長
- (10) 医療を受ける立場にある住民の代表者
- (11) その他必要と認められる者（学識経験者等）

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期終了後であっても、新たに委員が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。
- 4 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

(事務局)

第7条 調整会議の庶務を司る事務局は備中保健所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

